

第2章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の整理

旧見付学校附磐田文庫の本質的価値は前章第5節で示した指定理由を踏まえ、以下の通り整理される。

学校敷地が当時のまま残り、校舎・副築の他、前庭、運動場、神社境内を含めた明治時代の配置が遺存する場所としての価値

国内でも極めて早い段階で建てられた小学校(近代建築遺産)としての価値

学校移転後もさまざまな用途として使われたが、よく旧態を残した建造物としての価値

学校設立とかかわりが深い神官家が創設した文庫が当時のまま遺存する価値

第2節 本質的価値を構成する諸要素とその他の諸要素

(1) 本質的価値を構成する諸要素と本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

前節で示した史跡の本質的価値を構成する諸要素と、本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素を、校舎及び前庭と呼ばれる南側の広場（南エリア）、及び中央の淡海国玉神社境内（中央エリア）、北側台地上の第二副築（幼稚園）跡地（北エリア）の3つに分けて記載する。

南エリア 本質的価値を構成する諸要素として、指定名称にもなっている旧見付学校校舎及び前庭、磐田文庫が挙げられる。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素のうち、史跡指定時に存在していた諸要素としては石灯籠がある。指定後に付加された諸要素として、管理棟、ポンプ小屋及び放水銃・ホース、トイレ、案内板、復元された門・木柵、側溝及び集水桝・電柱及び防犯カメラ・水道管、近年植栽された樹



写真 20 旧見付学校



写真 21 磐田文庫



写真 22 前庭

木や防火水槽、磐田文庫裏の擁壁が挙げられる。うち、トイレ及び門・木柵、磐田文庫裏の擁壁、建造物の案内板は整備に伴うものである。

中央エリア 淡海国玉神社があるエリアである。本質的価値を構成する諸要素として、第一副築の跡地であり、学校児童が体操や遊戯を行った境内地（遊歩場）があげられる。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素のうち、指定時に存在していた諸要素として、社殿



写真 23 境内地（遊歩場）

及び中門、鳥居・社号碑・石段及び石段標柱・玉垣、石灯籠・兔像・井戸小屋及び手水鉢、納札所標柱、案内板、社務所、神社倉庫・電柱・社叢・舗装路・側溝が挙げられる。指定後に付加された諸要素として、馬場町が所有する倉庫2棟や遊具と、近年に植栽された樹木を挙げることができる。

北エリア 本質的価値を構成する諸要素として、旧幼稚園及び園庭・第二副築跡があげられる。本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素はすべて指定後に付加された諸要素であり、テニスコートやそれに伴うフェンス・観覧席、舗装された通路、排水溝や擁壁が挙げられる。



写真 24 旧幼稚園及び園庭

（２）周辺地域

指定地の周辺地域を構成する諸要素として、北エリアの西側にある塔之壇公園、南エリアの西側にある大久保家及びその南側の見付いこいの広場、南エリアの南側にある駐車場及び見付本通り広場が挙げられる。

塔之壇公園にはパーゴラ及びトイレ、大久保家には門・主屋・離れ、庭園や電柱・側溝などの建造物・構造物、見付宿いこいの広場には脇本陣大三河屋門、いこい茶屋及び四阿、見付本通り広場には北側の駐車場、街灯・側溝等の要素がある。

（３）関連する諸要素

本質的価値を構成する諸要素に密接に関連する諸要素として、建造物の棟札や運営に関わる文書、学校が発行した卒業証書などの文書、学校備品、児童が使用した教科書を含む学用品などが挙げられる。磐田文庫の図書目録及び蔵書も本質的価値を構成する諸要素に密接に関連する諸要素である。



写真 25 教科書



写真 26 卒業証書

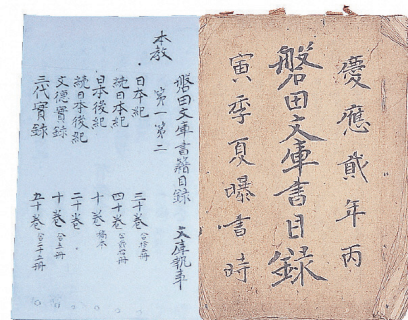


写真 27 磐田文庫書目録

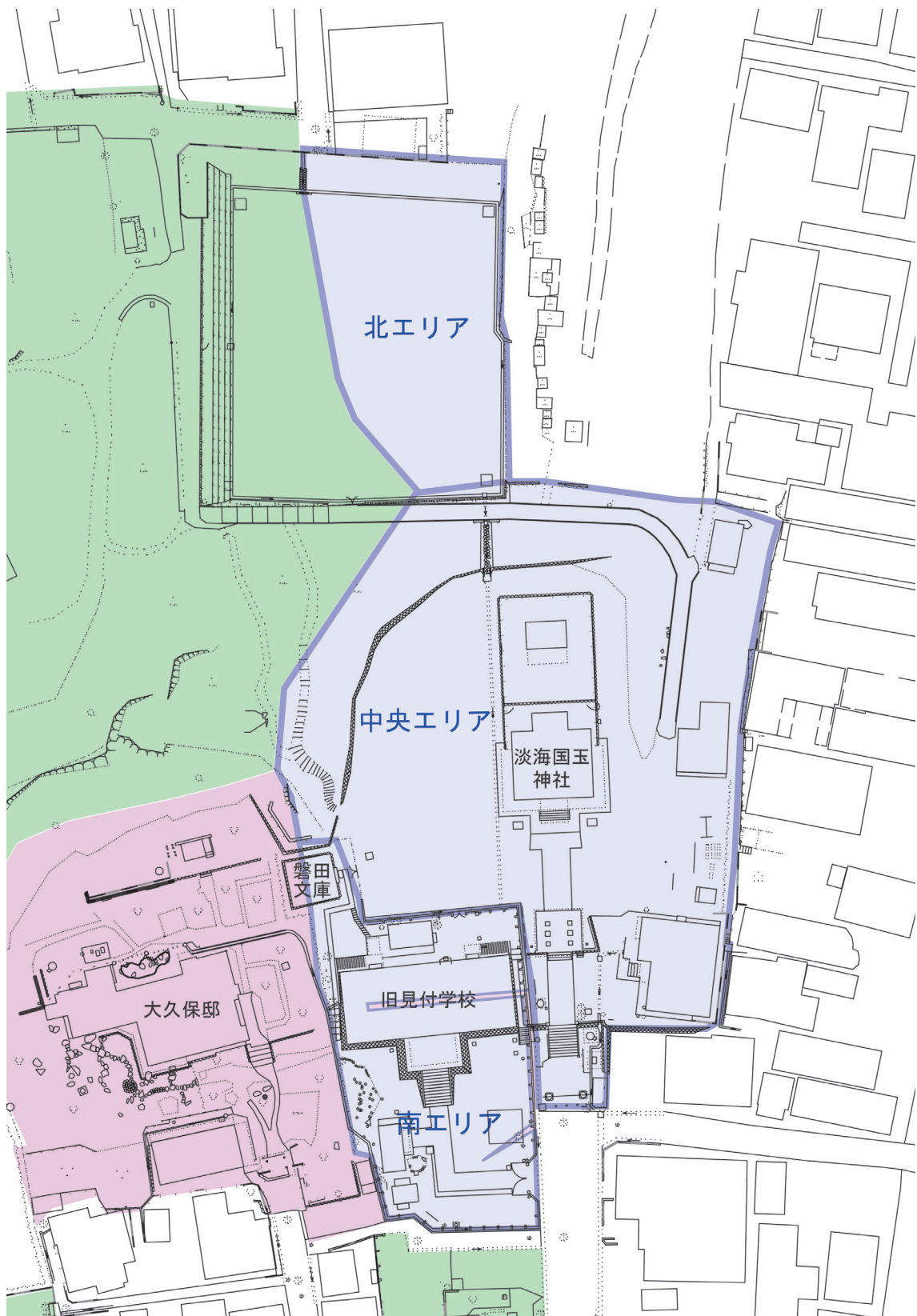


図 12 エリア区分図

表 5 本計画の構成要素分類表

指定の別	エリア	要素の種別		事例	記載場所
史跡指定地	南エリア	本質的価値を構成する諸要素		旧見付学校校舎 前庭	第3章第1節 (1)・(2)
		本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	指定時に存在していた諸要素	石灯籠	第3章第1節(3)
			指定後に付加された諸要素	管理棟 ポンプ小屋・放水銃 側溝・集水桝・電柱 防犯カメラ 水道管 植栽樹 防火水槽	第3章第1節(3)
			指定後に付加された諸要素（整備）	トイレ 案内板 門及び木柵	第5章第1節(2)
	南エリア	本質的価値を構成する諸要素		磐田文庫	第3章第3節
		本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	指定時に存在していた諸要素	なし	
			指定後に付加された諸要素（整備）	案内板 擁壁	第5章第2節(2)
	中央エリア	本質的価値を構成する諸要素		第一副築跡 遊歩場	第3章第5節
		本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	指定時に存在していた諸要素	社殿・中門 鳥居・社号碑 石段・石段標柱 玉垣 石灯籠 井戸小屋・手水舎 納札所標柱 案内板 社務所・神社倉庫 電柱 社叢 舗装路・側溝	第3章第5節 (1)～(3)・(5)
			指定後に付加された諸要素	倉庫・遊具 植栽樹・兔像	第3章第1節(4)
		本質的価値を構成する諸要素		幼稚園舎 (第二副築)跡・ 園庭跡	第3章第6節(1)
	北エリア	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	指定時に存在していた諸要素	なし	
			指定後に付加された諸要素	テニスコート跡 フェンス・観覧席 舗装路・排水溝 擁壁	第3章第6節(2)
	関連する要素			学校・教育関連資料 磐田文庫関連資料	
	周辺地域			駐車場 見付本通り広場 見付宿いこいの広場 塔之壇公園 大久保家	

第3章 保存の現状と課題

第1節 南エリアの保存の現状（旧見付学校校舎周辺）

本エリアは北側の校舎底地と、その南側の前庭に分かれる。

大久保家に伝わる文書によれば、学校敷地はもともと3筆（神社境内・大久保家屋敷及び南側の貸地）で構成されており、それぞれの筆の一部を割いて合筆したものであることがわかっている。このうち、淡海国玉神社に属する箇所は丘陵先端部であったと思われる。また、南側の借地は住宅があった可能性があり、とすれば東海道と標高を同じくする低地か、もしくは丘陵先端部を削平したものと推測できる。したがって、旧見付学校校舎は淡海国玉神社敷地に属する丘陵部の先端部に建ち、南側の低地に石垣を築いてエントランスとした、地形を巧みに利用した建造物であると推定できる。

（1）本質的価値を構成する諸要素（旧見付学校校舎）

概要

見付尋常小学校沿革誌（明治36年度）

敷地坪数 1,324 坪（約 4,369 m²） 建物

坪数 168 坪（約 554 m²）

運動場坪数 1,156 坪（約 3,815 m²）

普通教室数 12 ヶ 242.14 坪（約 799 m²）

特別教室数 1 ヶ 12 坪（約 40 m²）

職員室 12 坪（約 40 m²） 応接、宿直

両室 2 2.25 坪（約 7 m²）

「校舎ハ第一館、第二館、第三館ノ三棟アリ。」と記されている。

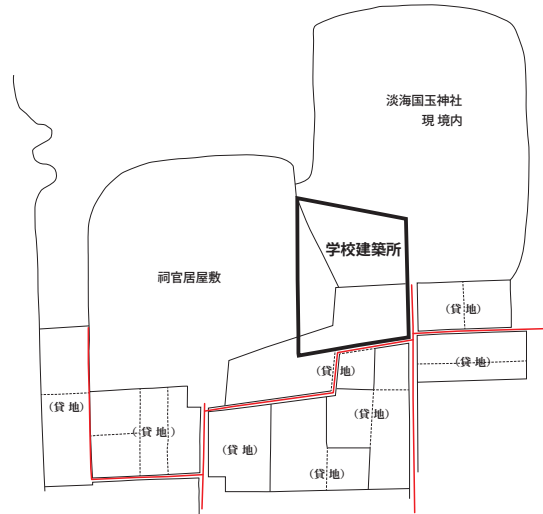


図13 見付学校建設予定地図
（大久保家文書を清書）

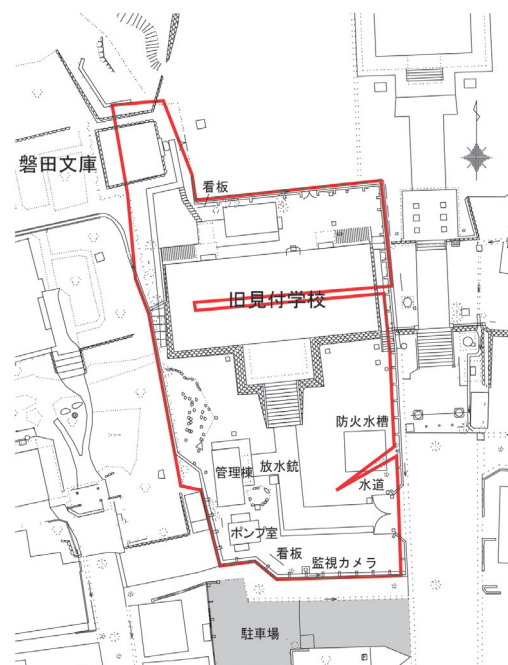


図14 南エリア全体図



図 15 現況立面図

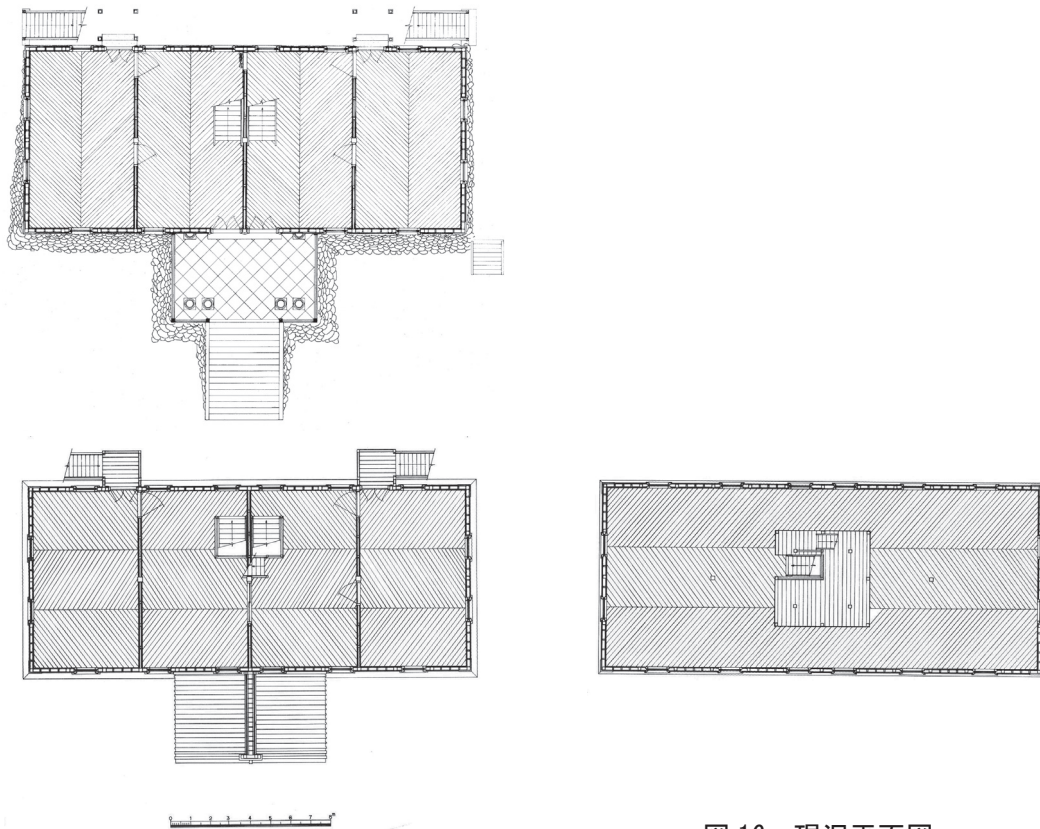


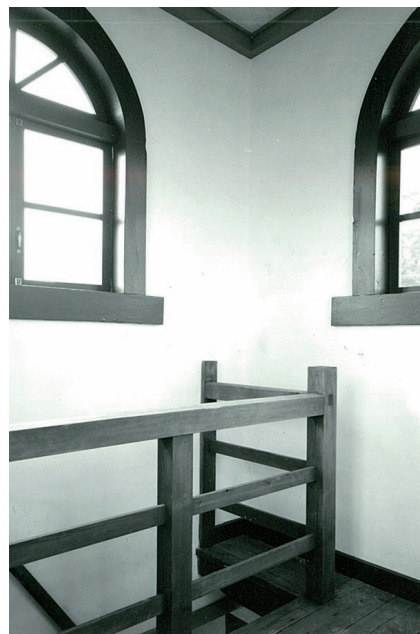
図 16 現況平面図



1 階



3 階



塔屋 2 階

写真 28 昭和 51 年度
修理工事直後の校舎内部

見付尋常高等小学校沿革誌（大正3年度）

亜鉛板葺 五階造 1 棟 東西 12 間（21.816m）、南北 5 間（9.09m）、188 坪（620 m²） 外底 12 坪（40 m²） 便所 10 坪（33 m²）

以下は保存修理工事報告書を一部加筆・修正したものである。

本屋

桁行 21.816m、梁間 9.050m、3 階建寄棟造、銅板瓦棒葺、平入南面建。国土座標と比べて約 6° 西偏しており、磁北（座標と比べ約 7° 西偏）を基準として設計されたと推定できる。

基礎 川石の自然石基壇積上に加工布石二重積。間仕切及び大引束石は自然石据付。

基礎石垣は約 1,000 個積まれており、高さは約 2.4m ある。この石は、明治 2 年（1869）藩政廃止により廃城となった横須賀城（国指定史跡 現・掛川市）の基礎石垣で、明治 6 年（1873）に払い下げられたものである。

遠くからでも望み見られるように、町の街道筋より一段高い総社境内の街道に面した突端に、町並みの方へ張り出すようにして基礎石垣を築き上げている。

石垣上部に積まれた石は淡青色ないし淡緑色の棒石で、凝灰岩である。伊豆石と表記されているが、伊豆石とは色合いが異なる石である。

階段に使用されている石は安山岩で、いわゆる伊豆堅石と呼ばれているものに類似する。

建物の所見

外部 各階軒蛇腹、壁下地各面共角平瓦筋違張白漆喰大壁塗、四隅は軒下まで黒漆喰石目塗、目地付。窓は 1・2・3 階共分銅付上げ下げガラス戸、窓枠は木製ペンキ仕上。出入口の扉、正面、背面共両開き腰付ガラス戸で、額縁は木製ペンキ塗仕上。

内部 1 階床張り上に縁甲板筋違張の二重床、1 階平面を玄関中央にて梁行に太鼓張り板壁で 2 区分し、階段を 2 箇所にて設け、2 区分の東側と西側を 3 間置に内法までの板壁で間仕切り、計 4 室としている。2 階床縁甲板筋違張、間取は 1 階同様、2 区分境東室より 3 階への階段、3 階大教室中央部に塔屋昇り口階段となっている。天井は 1・2 階は紙張天井、3 階は竿縁天井である。壁は間仕切以外各階共漆喰大壁、側廻り窓、枠縁木製ペンキ塗。3 階は窓上枠下端より床上端間板張り。各室の出入口は片開き棧唐戸とする。

塔屋 四角造、1 階一辺 4.545m、屋根平瓦葺。2 階一辺 2.727m、ドーム屋根銅板葺。



写真 29 四隅の黒漆喰



写真 30 玄関

東西南北四面に1階北側にのぞき窓を設け、2階窓は枠付半円欄間付、両開きガラス戸ペンキ塗。1階正面は窓枠付引違ガラス戸ペンキ塗両側同開き。壁は平瓦筋違白漆喰大壁塗隅黒漆喰石目塗。軒蛇腹は白漆喰塗、1階屋根は平瓦下屋葺。2階屋根はドーム型銅板段葺で、屋根露台上に尖頭飾を設け、尖頭に避雷針を取付けている。

内部構造

玄関 桁行 3.636m、梁間 5.454m

正面階段 16 級。基壇積上建、胡麻殻決柱、頭飾付。柱頭飾よりアーチ壁。上部軒蛇腹にて切妻々入屋根を受ける。木製の菱組天井である。柱下部は礎盤である。土間はコンクリート打セメントモルタル仕上とする。木部はペンキ塗、その他は漆喰仕上とする。

玄関天井は、薄板の透かし斜め格子となっている。玄関ポーチに6本ある柱はエンタシス様式の飾り柱である。

建築時、1・2階の東西は相互の出入りができなくなっており、男女が混じらないような工夫であったと考えられる。男子教室が東側、女子教室が西側であったと言われる。また正面玄関は明治時代には正面玄関を使用していたが、大正時代ごろに児童の使用が禁じられ、東西の通路を抜けて北側から出入りしていたという。

方杖 建物の重量を支えるため、1階と2階の各教室の上部に、「方杖」と呼ばれる、構造を堅固にする支えが施されている。

斜め張りの床 床板は、分厚い板の上に、さらに厚さ3cmほどの板が斜めに張ってある。地震にも耐えられるように、頑丈な二重構造となっている。

窓 窓枠の内部に分銅が吊るしてある上げ下げ造りとなっている。

ただし、故障しやすい点と室内の採光（明るさ）不足が難点であった。

天井・壁 天井は明治建築独特の小幅板を斜めに交差させてあり、その上には室内の明るさを補うために真っ白な和紙が張ってある。

壁の内部は下地が斜めに張ってあり、その上に白い漆喰を塗ってある。漆喰壁は古くからの工法で、見た目が美しく特に頑丈な壁である。

使用した釘と金具 基本的な工法は純日本風である。そのため、使用した部品は和釘、かすがい、逆目針、堅樋持などの日本の伝統的な部材が使われている。



写真 31 天井と方杖



写真 32 上げ下げ造りの窓

外階段 校舎北側2箇所を外階段が付けられている。一見、非常階段のようにも見えるが、これは、児童が校舎裏側から教室へ出入りしていたため、2階教室への出入り口として設けられたものである。

3階に残された塔屋の柱 当初、2階2層の4階建てだった学校の屋上は、緩やかな傾斜の屋根の上に手摺りで囲われた露台となっていた。明治8年（1875）8月7日落成開校式の写真には、屋上に立つ児童の姿が映っている。しかし、就学児童の増加に伴い、明治16年（1883）に2階の屋根裏を改造して3階部分を増築し、その際塔屋の柱が3階の中央にそのまま残された。

4階・5階 3階部分が増築されてからは、それまでの3階・4階部分が4階・5階となり、「五階の学校」「見付の五階」などと親しみを込めて呼ばれるようになった。

4階は、応接室や校長室であったといわれているが、時代によって色々な用途で使用されていたようである。5階は太鼓楼で、開校から大正6年（1917）までの間は徳川家康の家臣・酒井忠次がたたいたと伝えられる太鼓が置いてあり、早朝の登校の合図や正午の時報として打ち鳴らされていた。

（2）本質的価値を構成する諸要素（前庭）

南側の前庭部分の南半は80～90㎡の枝番のない3筆に分かれており、建設当時の写真には建物が写っている。このことから、学校建設時は前庭がかなり狭く、後に更地にして前庭の一部としたものであろう。前庭には児童が集められ、体操を行ったり、階段上に立つ教員からの訓示を聞いたと伝わる。現状は平坦で、砂利敷である。

（3）本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

指定時に存在していた諸要素として石灯籠が挙げられる。その他は指定後に付加された諸要素であり、保存管理に関わるものとして管理棟・ポンプ小屋・側溝・植栽樹等・防火水槽等について記載する。

石灯籠

管理棟北側。山灯籠である。管理棟建設以前にあった池（御大典記念庭園）の古写真にも似た山灯籠が写っているのも、この時に設置されたものであろう。



写真 33 外階段



写真 34 3階に残された塔屋の柱



写真 35 石灯籠

管理棟

前庭西側に平成3年1月29日から3月20日にかけて建設工事が行われた。当初は敷地南東隅に東西方向に建てるよう予定されていたが、直前になって景観を損なうという理由で現在地に変更された。以前は池があった箇所を埋め立てて建てられたものである。木造平屋建瓦葺切妻造。16.14 m²。

ポンプ小屋及び放水銃

管理棟の南側。木造平屋建。7.08 m²。昭和54年（1979）の防災施設工事の際に新築された。同時に放水銃が4箇所（前庭1基・淡海国玉神社境内2基、大久保家敷地1基）に設置された。うち大久保家敷地内の1基は指定地外である。



写真 36 管理棟（右）・ポンプ小屋（左奥）放水銃（左手前）

側溝等

その他の要素として側溝や電柱・防犯カメラ、排水管・集水桝等がある。また、指定地境界付近に樹木がある。樹木は近年植樹されたもののみであると思われる。

防火水槽

昭和44年度に校舎南東の家事教室（のちに磐田病院住宅）跡地で防火水槽の設置工事を行った。4.0m×4.0m、深さ2.5mの大型地下式タンクである。現在も使用され、現況はコ

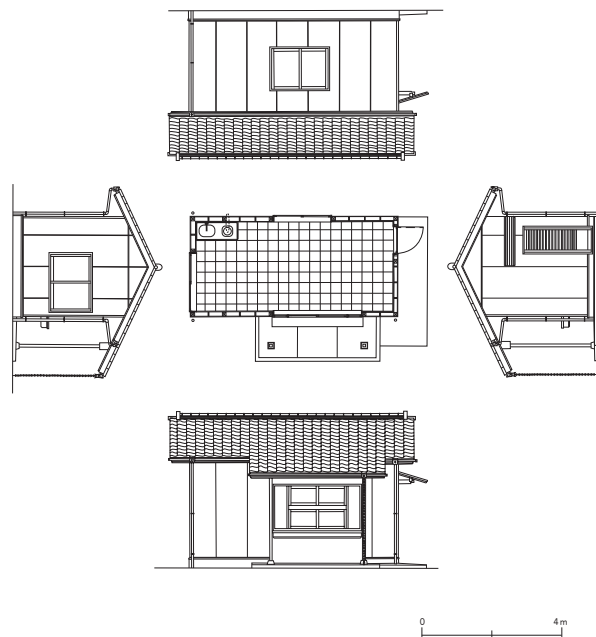


図 17 管理棟実測図

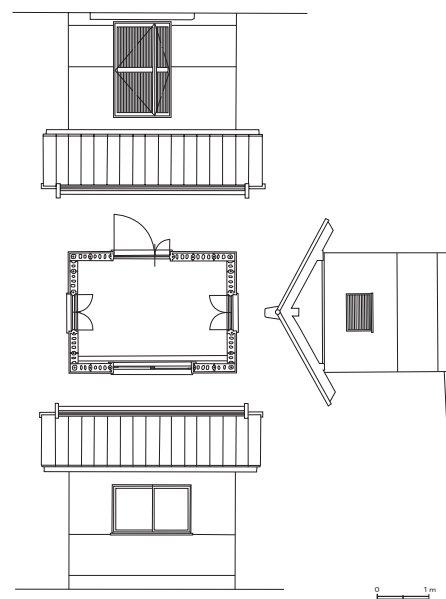


図 18 ポンプ小屋実測図

ンクリートが露出している。

(4) その他

駐車場

駐車場は指定地外であるが、一体利用されているので本節で述べる。南側にアスファルト舗装された3台分の駐車場があるが、これに加えて平成17年8月より南西側の土地167.53㎡を借り受け、6台分の砕石敷き駐車場として整備した。



写真 37 敷地南側（里道）



写真 38 北側側溝



写真 39 集水桝 玄関東



写真 40 污水管 敷地南



写真 41 防火水槽



写真 42 駐車場

（５）史跡の保存管理

日常的な管理として、朝夕の鍵の開閉時に、周辺の清掃および見回りを行っている。

（６）防災・防犯対策

昭和54年度は12月から2月にかけて防災施設工事としてポンプ小屋（木造平屋建て・7.08 m²）及び動力ポンプ・放水銃4か所の設置、屋内への消火栓の取り付け工事を行った。ポンプ小屋の基礎は地表下60 cmまで掘削した。これらは老朽化のため平成28年度に改修工事を行っている。

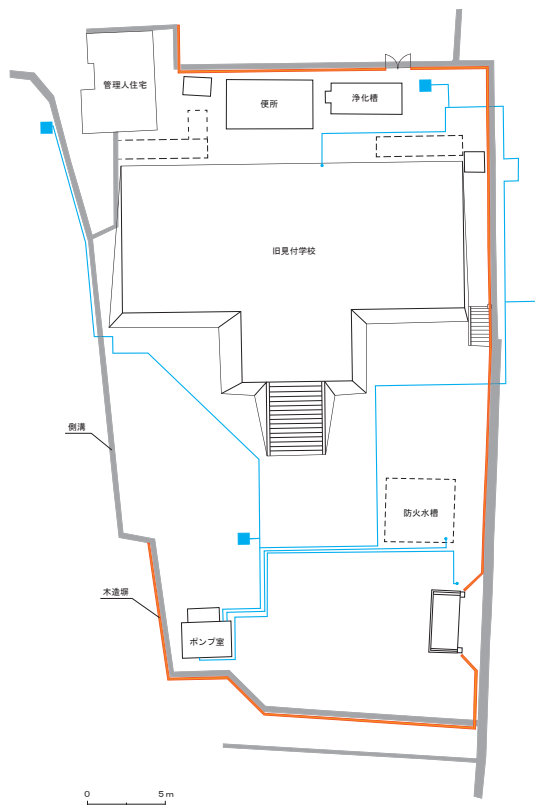


図 19 昭和54年度防災施設工事平面図

施設の対策として、文化庁の「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」に基づいて改修を行う。警報設備・消火設備・避難設備・被雷設備等について最新の機器を選択し、設置後は作業マニュアル



写真 43 昭和54年度
ポンプ小屋設置工事状況



写真 44 平成28年度消火設備改修工事
既存配管敷設状況



写真 45 磐田消防署と連携した
消火・放水訓練（令和3年1月）

の作成を行うとともに、機器について定期的な点検や訓練による動作確認を行う。また、消防署による巡回点検を行う。昭和 47 年度は県のモデル防火訓練の対象となり、県防災課・社会教育課の主催で行われた。当日は市消防本部の協力を得て 140 名以上の署員・団員・隊員が出動し、普通消防ポンプ車 6 台・梯子車 1 台・水槽付消防ポンプ車 1 台等による消火訓練を行った。修理工事竣工後の昭和 53 年（1978）1 月 25 日にも消防署と連携し、90 人が参加する大規模な消防訓練を実施した。近年は毎年 1 月 26 日の文化財防火デーにあわせ、消防署も参加しての消火・放水訓練を行っており、同時に見学客の避難誘導訓練を行ってきた。また、平成 24 年度から A E D 機器をリースして設置していることから、災害時等における救急救命講習会の受講を行った。

また、平成 26 年度には展示ケースのガラスの飛散防止フィルムの貼付や、転倒防止器具の取り付けを行い、災害時における見学者等の被害軽減を図った。

防犯対策としては、昭和 56 年度まで管理人を置いて対応していたが、それ以降は夜間警備を委託して対応している。また、平成 28 年度から防犯カメラを設置した。同時に「防犯カメラの設置及び利用に関する規程」を 5 月 1 日付で制定し、個人情報の保護との整合を図った。

（7）周辺地域の土砂対策

現在の指定地の外側にある大久保邸北側の斜面は以前より急傾斜地として認識されており、静岡県崖条例の適用範囲であり、新たな建築時には対策が必要である。

また、土砂災害（特別）警戒区域の指定を受けている。崖が崩落した場合、磐田文庫にも影響がある可能性がある。



写真 46 防犯カメラ（屋内モニター）

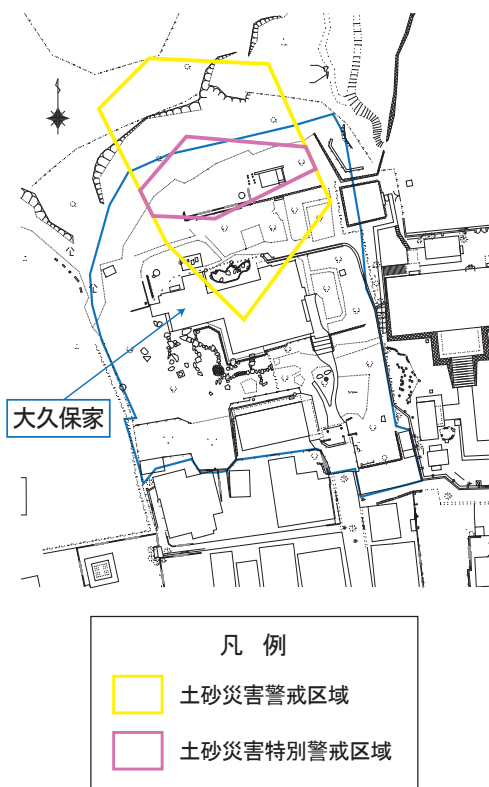


図 20 土砂災害警戒区域

第2節 南エリアの保存の現状（磐田文庫）

（1）現状

エリアとしては学校敷地の北側に位置する。

建築物についての所見は、以下修理工事報告書から抜粋する。

概要 土蔵造、桁行3間、梁間2間、切妻造、前面に桁行3間、梁間1間の片流れ蔵前付、棧瓦葺き。桁行5.454m、梁間5.660m。平面積は蔵前を除く土蔵のみで19.831㎡である。

基礎 玉石積基壇、正（東）面柱位置及び側背面基壇上に自然石葛石を廻す。中央八角柱礎石自然石、大引受石玉石、床下土間叩き。

蔵前 玉石積基壇、正面と梁行4通りに切石布石を伏せる。大引受石玉石、床下土間叩き、中央間土蔵際及び前面に叩き階段1級ずつ。うち中央間土間と叩き階段は漆喰仕上げ。

平面 2階建、1，2階床は拭板敷。1階正（東）面中央間に出入口付き。出入口内側に引き分け腰付格子戸2枚、2階南側面に小窓、裏白戸・格子戸片引き。

蔵前 両脇間床は拭板敷。中央間土間叩き漆喰仕上げ、中央間両側腰付格子戸引違い、同正（東）面腰付格子戸内開き。

軸部 外周に土台。大引3通り、根太7通り。正（東）面中央間両側と背面中央間北側に角柱通し柱、正（東）面中央間南柱は2階床までとする。中央に八角形通し柱、側廻りは校木を積み上げて壁体を作る。2階床組は、2階梁3通り、根太3通り、八角柱にて、2階梁、小屋牛梁、棟木を受ける。正背面の桁より登梁を2通り架け、牛



写真 47 磐田文庫 平成4年12月
修理竣工時



写真 48 磐田文庫古写真 昭和31年（1956）



写真 49 修理工事前 平成4年

梁上で組み、交点にて棟木を受ける。また、棟木の前後に母屋を一通りずつ渡し、登梁に渡腮で組む。

蔵前 土台は土蔵より一段低く正面と梁行4通りに配する。中央間両側に上り框。両脇間、大引・根太。土蔵壁面に付柱を立て、折釘で土蔵に打ち止める。正（東）面通り角柱。貫を3筋まわし内部を見せ貫とする。角柱柱頭から付柱に繫梁を架ける。付柱頂部に垂木掛けを乗せ、繫梁中央に母屋束を立てて母屋を1通り渡す。正（東）面側通りに桁を繫梁に渡り腮で乗せる。

屋根 内部は化粧流し板葺、土居葺はスギ皮葺割竹押さえ、棧瓦葺で、螭羽に丸瓦2筋ずつを伏せる。棟は熨斗瓦を6段積み、雁振瓦を乗せ、両端に鬼瓦を置く。鬼瓦は波文様の鰭付き。熨斗瓦目地ひも漆喰塗。螭羽漆喰塗込め。鬼瓦漆喰陰盛り。

蔵前 化粧垂木に化粧裏板羽重ね打ちで、土蔵と同様の棧瓦葺き。螭羽に丸瓦2筋ずつを伏せ、土蔵取付部に際熨斗瓦を2段積む。目地ひも漆喰塗。螭羽漆喰塗込め。

その他 西面・北側面壁下部に換気口を1個ずつ配する。蔵前正（東）面出入口及び土蔵2階南西窓に銅板葺庇付き。土蔵内部に箱階段付き。側廻り下見板張り型腰板壁付。

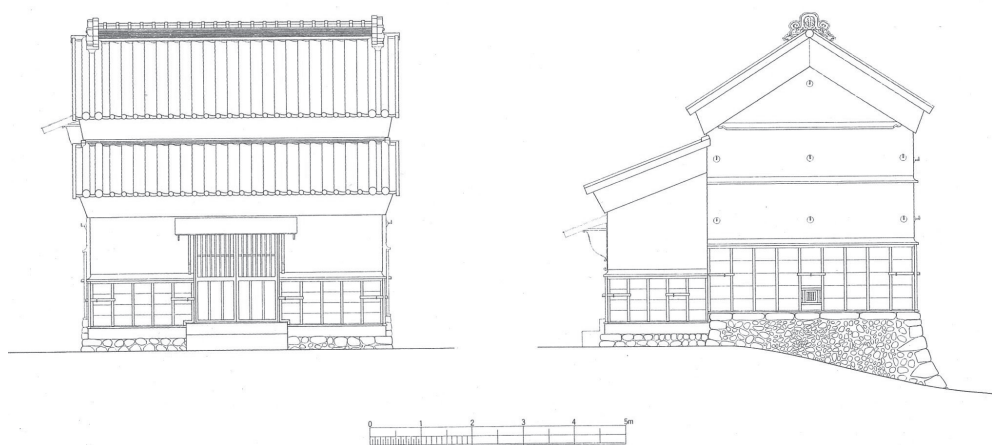


図 21 磐田文庫平立面図



玄関



1階

写真 50 修理工事後の磐田文庫

（２）保存管理

磐田文庫は平成３～４年度の解体復元工事の際に基礎の状態の確認を行った。その後、基礎石の再設置を行っている。

日常管理としては、鍵の開閉時の点検・清掃や周辺の見回りを行っている。

昭和 62 年度に基本設計を行い、これに基づいて解体修理工事を実施した。工期は平成 2 年 11 月から平成 3 年 3 月まで（解体工事）と、平成 3 年 8 月から平成 4 年 12 月まで（復元工事）の計 22 箇月で、総事業費は 48,427 千円である。工事に際しての調査で建設年代が明治期に下ること、昭和期に大きな改修を行っていることが明らかになった。現状変更の骨子は以下の通りである。

1. 蔵前の整備を古写真や残存部材によって行う。
2. 周囲鉄板張りを撤去し、大壁及び正面建具を現すと共に腰壁板を整備する。
3. 土蔵二階の背面化粧野地を流し板張りに改める。
4. 屋根棧瓦葺の目地漆喰を古写真に倣い整備する。

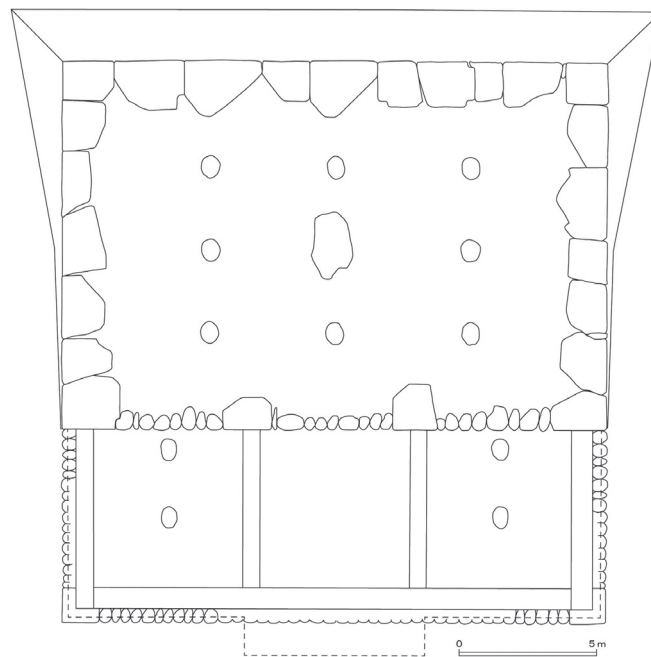


図 22 基礎設計図

旧見付学校附磐田文庫修理履歴一覧

赤字は建造物の、青字は史跡及び整備に関わる現状変更に関わることを示す 黒字は文化財には関わらない修理
建造物・史跡いずれにも関わらないものは赤字とした

昭和28年度	9月以降 第1期改造工事 1階間仕切り撤去、竿縁天井等を打ち上げ天井に改変 壁破損箇所・腰羽目板の修理 5階階段撤去・新設、床高1尺上げ、打ち上げ天井に改変 3～4階、玄関手摺りの改造 11月以降 電灯設備設置工事 外灯1・1階蛍光灯4、廊下10	
昭和29年度	6月以降 第2期改造工事 1階西側間仕切り取り壊し・南西間仕切、和室新設 2階押し入れ・間仕切り撤去、西側集会所設置3階 屋根・天井工事 4・5階 壁塗り替え改造工事 2階北西便所 取り壊し 3月 前庭池修繕	
昭和30年度	3階床面リノリューム敷設 3月～6月 南側屋根・樋塗装、窓修繕 2階作業室・3階調査研究室模様替え 4・5階樋取り換え 使丁室修理 床板修理 物置等収納室修理 4月 池修理工事 5月 漏水土管破損箇所修理、鬼瓦展示台設置 7月 自動車置場取り壊し、藤棚改造・自転車置き場新設、門扉・便所・風呂場塗装 裏敷地区画・塀増設改築工事 8月 3階西室改装 9月 水道用水槽新設 3尺×2.5尺	
昭和32年度	11月9日 使丁室増築工事開始 12日中止 4月 2・3階床修理 7月 3階床修理	
昭和33年度	4月 塀新設 北側炊事室取り壊し、羽目を鉄板にて補修 間仕切り塀取り壊し、床修繕	
昭和34年度	6月 1階鴨居取り換え 9月23日～10月 便所新設	
昭和38年度	屋根・樋修理、屋内配線工事	
昭和40年度	台風24号による被害修繕 12月10日～26日 屋根葺き替え、雨樋修繕 7月 前庭池セメント積み上げ工事 台所修繕	
昭和41年度	南正門修理・復元工事（県費補助） 磐田病院住宅取り壊し 4月 台風による修繕 12月15日 藤棚修繕 42年3月～4月 事務室取り壊し、3階屋根修繕	県指定文化財損傷届 磐教社教第57号 昭和40年9月30日付
昭和42年度	火災報知器取り付け工事 電気火災警報器取り付け工事	
昭和43年度	外側欄修理、旧状復元	
昭和44年度	磐田病院住宅跡地に防火水槽設置工事 校舎南東に鬼瓦モニュメント設置	
昭和45年度	環境整備工事 外欄工事 玄関屋根修繕・建物裏側小屋取り壊し	
昭和46年度	雨どい他外欄復元 塔の壇テニスコート造成（第1期）	
昭和47年度	塔の壇テニスコート造成（第2期） 塔の壇公園造成 パーゴラ・外欄設置	
昭和49年度	鬼瓦モニュメント撤去 解体復元工事（国庫補助）	
昭和50年度	昭和49年12月28日～昭和50年3月20日 昭和50年8月18日～昭和51年2月15日 昭和51年7月31日～昭和52年3月8日	
昭和51年度	昭和52年4月28日 完工式 昭和51年12月13日～昭和52年3月15日 給排水設備工事 昭和52年1月14日～3月21日 事務室電灯追加工事	
昭和52年度	9月6日～11月5日 便所新築工事、浄化槽設置工事 8月8日～10月25日 冷暖房施設設置工事 11月15日～11月18日 管繕工事（事務室クッションフロア、玄関リノリューム張り、見学コースにじゅうたん張り）	
昭和53年度	環境整備工事 外欄・門扉の復元、排水施設、不陸工事 2月23日～3月28日 御大典記念庭園（池）、南側消防器具小屋等撤去	
昭和54年度	11月29日～2月15日 防災工事（国庫補助） ポンプ小屋の建設、動力ポンプ式・放水銃4か所、消火栓・ホース設置、屋内1～3階に消火栓各1か所設置 3月3日～25日 台風災害による補修工事	昭和54年10月25日～昭和55年5月30日 淡海国玉神社保存修理工事
昭和55年度		
昭和56年度	3月15日～30日 管理人住宅老朽化による解体工事 4月16日～6月30日 警備施設設置、防災計器類移転工事	
昭和59年度	60年2月16日～3月9日 磐田文庫屋根修理事業 応急処置としてビニールシート被覆	
昭和63年度	磐田文庫保存修理事業 郷土館非常階段等修理	
平成2年度	1月29日～3月20日 管理棟新築工事 照明灯タイムスイッチ・殺虫器取り付け工事 9月11日～2月28日 旧見付学校保存修理工事 外壁・軒先・要石漆喰塗り替え 窓枠取り換え修繕 天井紙張り替え 瓦取り換え修繕	管理棟新築工事 委保第4の159号 平成3年2月22日許可 磐田文庫解体工事 平成2年10月25日 磐教文第127号届け出 旧見付学校保存修理工事 平成2年7月5日 磐教文第31号届け出
平成3年度	8月 案内板設置工事	
平成4年度	9月10日～25日 防犯機器（フレームチェッカー）設置（取り換え）工事 感知器4台の設置	磐田文庫解体工事 現状変更終了届 平成5年8月12日 磐教文第83号
平成5年度	12月28日～2月25日 フロアーカッベツ改修工事 8月24日～9月30日 磐田文庫説明板設置工事	全面展示替え 現状変更申請 3月10日付 教文第1668号許可
平成6年度	電気幹線及び2階コンセント設置工事	
平成7年度	10月17日～1月12日 裏門・塀（塀延長78.85m）改修工事	

平成8年度	11月21日～2月28日 施設改修工事 正門・塀(9.9m)・案内板(塀取り付け)土間・歩行者用舗石・外階段2か所 9月12日～12月16日 下水道供用開始に伴う排水設備工事 配管(汚水塩化ビニル管)埋設(68.62m)、ます17か所設置、浄化槽・汚水ます・雑水ます撤去	排水設備工事 平成8年7月10日 委保第4の570号 現状変更許可 平成8年12月9日 警教文第251号 現状変更終了届け出
平成10年度	1月21日～3月1日 3階軒先(南面)改修工事 延長23.27m 県文化財保護審議会建部委員指導	平成10年12月1日 警教文第265号 復旧届け出 平成11年3月23日 警教文第411号 復旧終了届け出
平成11年度	2月1日～3月15日 3階軒先(北面)改修工事 延長21.8m	平成12年3月21日 警教文第319号 復旧終了届け出
平成15年度	東側外壁補修修繕工事 2月 東壁面3階軒先漆喰崩落に伴う工事 2月18日 桜移植 ポンプ室南側	
平成17年度	消防ポンプ設備修繕、排水用の門付近敷石修繕	
平成18年度	校舎外壁等保存修理(南側壁面、窓枠・飾り柱塗装修理) 正面石段手すり設置工事 トイレ付近雨よけ設置	
平成19年度	校舎西側軒先漆喰欠落・壁面亀裂修繕 窓枠修繕、照明取り換え	
平成20年度	塀・窓ガラス・看板・漏電・漏水修理	
平成21年度	手すり・水道修理	
平成22年度	天井紙修繕 校舎入り口木製手摺修繕 教室窓修理、男子トイレ修理	
平成23年度	台風15号補修工事(国庫補助) 旧見付学校の塔屋屋根・1階東側の外壁、 警田文庫の外壁修理 防災設備修理、トイレ排水管修理	
平成24年度	雨漏り対策の為、外壁補修工事 上下窓ロープ取り換え	
平成25年度	警田文庫南外壁補修 展示用ガラスケース修繕	淡海国玉神社本殿修理工事 第一期工事：平成25年2月5日～3月29日 第二期工事：平成25年6月7日～平成27年3月末
平成26年度	4階木製窓修繕 北側外階段塗装 男子トイレ洋式取り換え、管理棟床張り修繕 飛散防止フィルム貼付、転倒防止器具取付	
平成27年度	5階塔屋木製窓修繕 雨漏り・照明・視聴覚セット修繕	
平成28年度	警田文庫外壁修理 参道コンクリート修繕 12月21日～3月21日 塔之壇テニスコート廃止に伴う現状回復 ネット支柱・照明設備コンクリート撤去、樹木伐採 8月～3月 消防設備改修工事(国庫補助) 放水銃取り換え修繕 展示ケース修繕	平成28年10月27日 警教文第870号許可 平成29年3月28日 警市活第2832号 現状変更終了届 平成29年3月31日 警教文第1485号 現状変更終了届け出
平成29年度	警田文庫東壁面補修 展示ケース照明修繕 3階軒天井補修 入館案内板・説明板・掲示板作成	
平成30年度	台風24号(平成30年9月30日～10月1日)による被害修繕 工期 1月8日～3月31日 学校外壁6か所・雨樋1か所、瓦1か所 警田文庫外壁1か所 1月21日～3月31日 追加修繕 南側軒下見切り部分修繕 外壁汚れ修繕、外部木製建具修繕 屋内消火栓ホース取り換え	平成30年10月4日 警教文第739号 減失等届け出 平成31年4月4日 警教文第27号 復旧終了報告届け出
平成31年度 (令和元年度)	1月14日～3月23日 警田文庫外壁修理 照明器具取替、LED化(投光照明) トイレ外壁塗装修繕	平成30年4月23日 警教文第139号 減失等届け出 令和2年3月24日 警教文第1373号 復旧終了報告届け出
令和2年度	門・柵・管理棟・ポンプ室塗装修繕 駐車場舗装修繕 照明器具取替、LED化(内部照明)	ボーリング・スウェーデンサウンディング調査現状変更申請 令和2年1月27日 警教文第1150号許可 令和2年2月10日 警教文第1214号現状変更終了届け出 内壁・床開口現状変更申請 令和元年12月6日 警教文第975号許可 令和2年3月24日 警教文第1374号現状変更終了届け出

第3節 中央エリアの保存の現状（淡海国玉神社）

（1）沿革

本エリアは指定地の中央に位置し、見付学校の第一副築があった場所であると同時に、遊戯や体操を行った「遊歩場」として位置づけられていた。第一副築は現在の社務所の位置にあったと伝えられているが、その正確な位置は不明である。

第二館（第一副築、東副築 通称・お宮の校舎）は明治9年（1876）に校舎狭隘のため建設され、さらに明治18年（1885）に2階が増築された。

規模は東西4間（約7.2m）×南北10間（約18.1m）で、1階は3室に分かれ、大正2年（1913）には職員室と教室2室として使用していた。東側の教室にはオルガンが置かれており、音楽室として周知されていたようである。

その後解体され、清水町公会堂に譲渡されたとされるが、昭和31年（1956）2月作成の「五階校舎ト見付小学校ノ沿革」と題された年表では前野農協（正式には長野農業協同組合前野支所、その後磐田市農業協同組合前野出張所）となっており、再移築されたい。

史跡内の建築物・構造物としては、淡海国玉神社に係るものが大半である。神社は旧県社で、明治40年3月15日神饌幣帛料供進指定。祭神は大国主命である。明治6年（1873）の合併により瓊瓊杵尊他15柱を合祀する。静岡県神社庁より昭和56年（1981）7月1日付で8等級神社とされた。『日本三代実録』巻第十・貞観七年五月八日戊子「授（略）遠江国正六位上淡海石井神従五位下」（「石井」は「岩田（磐田）」の誤りか）とあるのが淡海国玉神社とされ、貞観7年（865）以前に鎮座したものと考えら

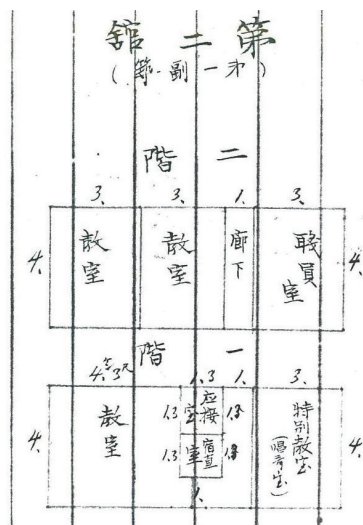


写真 51 第一副築平面図
（『沿革誌』より）



写真 52 淡海国玉神社社殿全景



写真 53 旧磐田市農業共同組合
前野出張所
昭和43年（1968）



写真 54 本殿



写真 55 明暦3年の銘がある
擬宝珠

概要 三間社流造、檜皮葺き。桁行 5.00m、梁行 5.27m、床面積 26.35 m²を測る。

平面 亀腹を設けた礎石上にほぼ南面して建ち、手前を外陣とし、奥に中央及び両脇に板唐戸を設えた横長一室の御神座とする。身舎側面北端両脇に脇障子を建て、刎高欄付の切目縁を四周させる。正面には5級の木階を備え、登高欄上下に擬宝珠を立てる。

軸部 身舎は亀腹上に据えた礎石上に土台を廻し円柱を立てるが、床下の見え隠れ部分は八角形に造る。向拝には几帳面取りの方柱を立てる。周囲に切目縁を付し、身舎柱は切目長押、側背面に腰長押・内法長押を四周させ頭貫にて繋がれる。向拝両側面は身舎柱頭から向拝柱頭に海老虹梁を架け渡し、向拝柱上組物頂部に籠彫の手挟を付設する。柱頭から木鼻を突き出すが、身舎桁行木鼻は頭貫の造り出しとする。組物は平三斗として丸桁及び虹梁を受ける。柱間頭貫上に彫刻付の墓股を配する。切目縁は礎石上に面取方柱の束を立て、頂部を縁葛、下部を貫で繋ぐ。

柱間装置

外陣 正面中央に両開きの棧唐戸を吊込み、両脇を格子組上部跳上げの蔀戸とする。両側面には両開きの板唐戸を吊込む。

御神座 正面中央及び両脇に両開きの板唐戸を吊込み、上部に彫刻欄干を付す。壁は横板を落とし込んだ板壁とする。

天井 杉板仕上り厚2分、短手（梁間方向）に張り込んだ平天井とする。

妻飾 丸桁に絵様彫刻を施した虹梁を架け渡し、笈形を付した大瓶束を立て、頂部に木鼻を出して

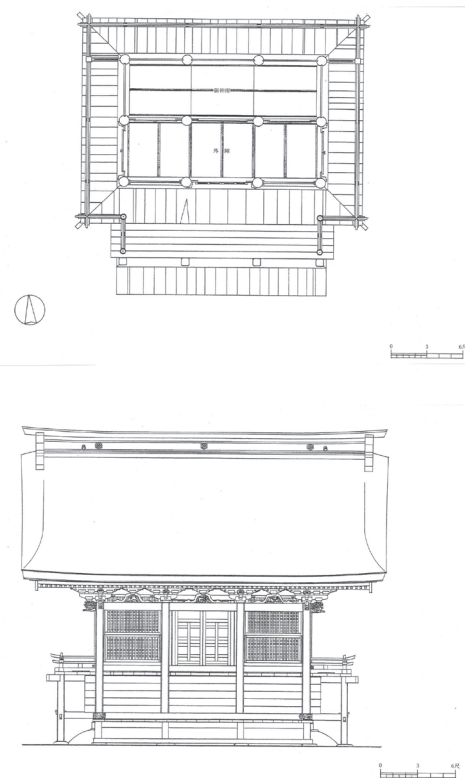


図 24 淡海国玉神社本殿平立面図

三斗組とし、実肘木にて化粧棟木を受ける。破風板の拝み及び丸桁木口には猪目懸魚を吊る。

軒 正面は二軒繁垂木、身舎地垂木木負より向拝丸桁に打越にて向拝地垂木を配し、飛檐垂木を付す。背面は二軒繁垂木とする。中央柱間十六枝割、両側柱間十四枝割、枝外垂木十三枝割でその外に破風板が位置する。

屋根 切目裏甲上に厚7分杉の裏板を付け、奥行幅1尺2寸、中央6寸、隅部7寸厚に桧皮を積み重ねて軒付とし、水切銅板と上目皮を取り付ける。平葺部分は葺き足4分、厚3寸の檜皮葺きとする。箕甲は扇形に拵えた道具皮で平葺きに連れ葺きし、箱棟下を品軒付積とする。鬼板は側面と背面、箱棟は棟と屋根板及び障泥板を銅板包みで他は木部顕し塗装仕上げとする。箱棟側面には正・背面とも3箇所ずつの亀甲に剣花菱の神紋棟飾りと2箇所ずつの吊環を付す。



写真 56 淡海国玉神社社殿
(大正2～3年(1913～1914))

(3) 拝殿・幣殿

磐田市指定文化財(建造物)

昭和54年(1979)11月3日(旧磐田市による指定)

平成17年11月21日(市町村合併後の指定)

平成28年3月28日

(本殿が県指定文化財になったことによる指定)

棟札

文久3年(1863)9月

明治6年(1873)6月(建物不明、新造)

明治25年(1892)4月16日(拝殿幣殿箱棟新造)

(昭和33年[1958]ごろ 屋根鉄板葺替棟札欠失)

昭和55年(1980)6月(修復)

棟梁として棟札に名前が残る立川昌敬(宮坂常蔵、享和2[1802]—文久3[1863])は立川氏の同族宮坂氏の生まれで、初代立

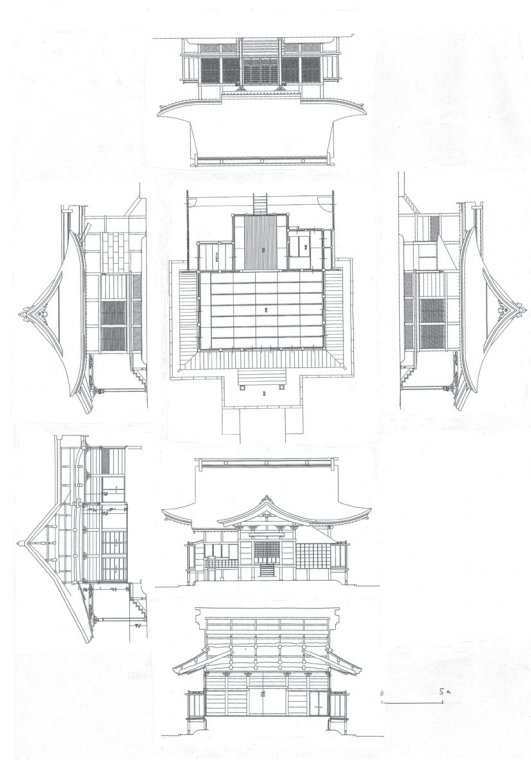


図 25 淡海国玉神社拝殿・幣殿平立面図

川和四郎（富棟）の娘みちを母にもつ。伯父の二代和四郎（富昌）に建築彫刻を学び、富昌の片腕として一門を率いた。

拝殿は入母屋造檜皮葺、桁行 5 間・9.239m、梁行 3 間・6.363m、床面積 58.79 m²を測る。拝殿の背面に切妻造で桁行 4.514m、梁行 3.543m、床面積 15.983 m²の幣殿を接続させた凸字形平面を持ち、正面には 1 間の向拝を設けている。柱は方柱で頭貫に木鼻を付け、組物は平三斗で中備に墓股を置く。墓股には十二支の彫刻を付けている。軒は二軒疎垂木、妻は粗い木連格子、屋根は現在銅板葺きだが、もとは柿葺きであった。柱間装置は正面が中央板扉、ほか四間蔀戸、両側面は前二間が舞良戸引違い、後端間が板壁である。内部は一室で、床は畳敷き（幣殿は 1 段上る）、天井は出桁を廻らして竿縁天井を張っている。向拝は柱に水引虹梁を架けて顔を斜め前に向けた獅子鼻を付け、組物は出三斗（大斗は皿付）として組物間には子連れの竜の彫刻を置く。本屋とは虹梁でつなぐ。

（４）その他の構造物・建造物（神社関係）

a 鳥居 金属製の鳥居であり、中央の神額には「惣社大神」の文字が掲げられる。下部に付けられたプレートに「昭和 63 年 12 月吉日 見付三社氏子崇敬者会」とある。なお元は東海道沿いにあったもので、平成 8 年に北側に奥まった現在地に移転したことが『天神だより』（矢奈比売神社発行）に記載されている。

b 社号碑（標柱） 花崗岩製で高さ 265 cm、幅 32 cmを測り、「遠江國総社 淡海國玉神社」と刻む。裏面は以下の通り。

昭和拾壹年九月 寄附者 松本菊次郎 大橋仁平 石川儀一 鳥居政一

森上徳蔵 大津富次郎 石川忍以 殿本よし

以前は「式内県社 淡海國玉神社」と刻まれ、

東海道沿いにあった鳥居の脇に建てられていた。現在のものは平成 18 年に再築したものである。

c 中門 明治 5 年(1872) 6 月に再建された。大工は伊藤平右衛門で、見付学校の建築に関わることになったきっかけになったものである。

四脚門で総円柱、礎盤付。以前は扉があったものと推定されるが現在は無扉である。間口 1 間 3 尺 6 寸、奥行 1 間 2 尺 6 寸である。

d 石段 鳥居と中門の中間地点、玉垣手前に 10 段の石段が設けられている。9 段は伊豆石かと思われる棒石を並べたもので、最下段の 1



写真 57 鳥居及び標柱



写真 58 移転前の鳥居・標柱
(昭和 52 年 (1977) ごろ)

段はモルタル製。袖石付。両側の石垣は現在も残るが、旧見付学校のものによく似ており、竣工写真にも見られることから、学校建設時に同時に施工したものかと思われる。西側にステンレス製手摺付。

中門前にも3段の石段が設置されている。モルタル製。

e 石段標柱 花崗岩製。

(西) 寄附者 高塚善三郎 山形栄太郎 柴田文八
柏原源吉 昭和十四年 卯九月十日

(東) 寄附者 松本菊次郎 石川ゑ以 殿本よし
栄原きく 石工 松尾松口(埋没)

※松尾松口は遠江国分寺跡史蹟指定記念碑や住吉神社の社名標に記載がある松尾松龍のことではないかと思われる。

なお、松尾の名前は矢奈比賣神社の社名標に「中泉町 石工 松尾□□」とあり、また同社の悉平太郎由来碑にも「松尾芳泉鐫」と見えるが、関係は不明。

f 兎像 花崗岩製。

(東) 奉納

又一庵 鈴木康元 馬場町
加藤喜一郎 二番町 内海雄
二番町 石原尚

竣工 平成十八年七月八日

協賛 遠州中央農業協同組合

(西) 奉納

制服の金原 天王町 長谷川
裕 馬場町 磯部克介 大日
堂印刷 松本直希

竣工 平成十八年七月八日 協賛 磐田信用金庫

プレート 「製造から施工まで (有) 丸吉 吉田石材
岡崎市上佐々木町中切 67 番地 4 (以下電話・ファックス等)」

g 井戸小屋 トタン葺の建屋の中にある。コンクリート製。

h 手水舎 四脚を下広がりとした手水舎。瓦葺の建屋は間口1間5寸、奥行5尺5寸で、中に手水鉢を設置する。手水鉢は高さ 59 cm 幅 89 cm 神紋入り、凝灰岩製か。銘は以下の通り。

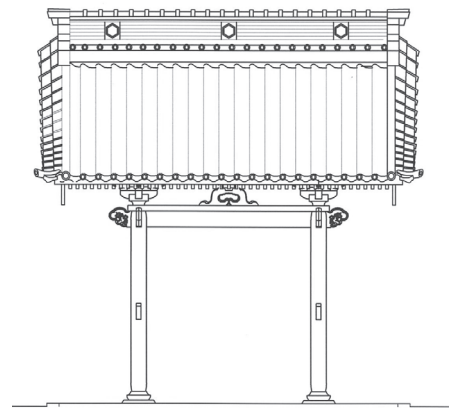


図 26 中門立面図



写真 59 中門・石段・玉垣



写真 60 兎像

弘化二年歳次乙巳六月吉旦

願主 稲葉屋大吉 吉田屋金治

石工 庄太郎

※稲葉屋は神社の西側にあった旅籠である。



写真 61 井戸小屋及び手水舎



写真 62 手水鉢

i 納札所標柱 花崗岩製の角柱で高さ 147 cm 幅 25 cm。下部の埋設部分が大きく露出していることから、移設したものか。銘は以下の通り。

奉納 御札納所 大正十五年五月

見付彌次喜多旅行會 大社参拝記念

発起人 磯部仙吉 大川逸司 平野富三

世話人 □□□八 石川儀一 太田□助 国松久次郎

j 石灯籠（2基一対） 花崗岩製の角柱の上部に木製の灯火部を付けたものである。



写真 63 御札納所石柱及び石灯籠

（西）磐田 松謡会 天王町 坂尻正明 （東）元倉町 小杉和久 天王町 堀内健男
竣工 平成 18 年 7 月 8 日

k 石灯籠（1基） 花崗岩製の春日灯籠である。「献燈」「大正四年十一月建之」の銘があり、高さ 255 cm、幅 60 cm。昭和 50 年代の写真から元は 2 基一対であったものであることがわかるが、現在は西側の 1 基のみが残る。安全のため鉄柵で囲われている。

これとは別に石灯籠（1基）があった。現在は逸失した。明治 8 年（1875）の開校式の写真には、現在水屋がある場所に石灯籠が写っている。西側には見えず一対ではない。

なお現在、水屋内の井戸の蓋の重しとして石灯籠の蓮華座が置いてある。また石段の西側に六角形の灯籠基礎が残存している。いずれも花崗岩製だが前述した現存する石灯籠とは大きさが異なる。

1 玉垣 明治期の古写真を見ると、元は木製の玉垣があったものと推定される。棟札には明治 25 年（1892）に修繕、明治 42 年（1909）に新造とある。現在は大正 2 年（1913）

に造られた花崗岩製の玉垣となっており、石段を上った前面のみに建つ。以下の紀年銘・奉納者名が刻まれている。

(東)「大正二年七月改築 山内清一郎 桑原傳七 金田市太郎 水野信之助 大橋熊太郎 前島亮治 倉田治五兵衛 土居善吉 吉田庄太郎 小川定七 宮城仁平 小田吉蔵」

(西)「大正二年七月改築 村松直四郎 戸塚源三郎 栗田茂平 柴田佐平 磯部儀作 大場儀一郎 匂坂勝蔵 栗田長一郎 石工 近藤新吉」

※近藤新吉は熊野神社石灯籠にも名前が見え、『東海道見付宿屋号調べ』に宿町の石屋として見えるものと同一かと思われる。なお『見付町誌』の大正14年(1925)末現在の商家一覧にも「石材類1軒」と記されている。

m 案内板 市で設置した神社の説明板及び神社が設置した社記及び寄付芳名板(平成18年)が南北に並列し、やや南側に離れて掲示板1基がある。

n 社務所 第一副築の跡地に建設されている。大正4年(1915)6月23日上棟の棟札がある。社司大久保忠利、社掌川出新一郎、



写真 64 玉垣(東側)



写真 65 中門脇の説明・案内板

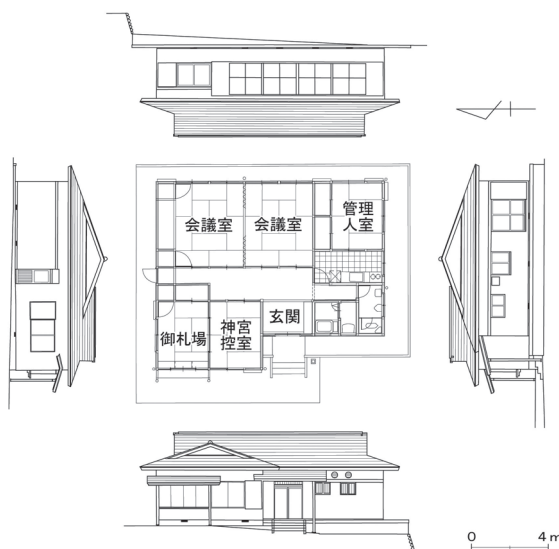


図 27 淡海国玉神社社務所設計図



写真 66 淡海国玉神社社務所外観

大工棟梁は大場喜六で、「御即位大礼記念 奉上棟社務所改増築」と記されている。旧見付学校校舎修理工事の際に写り込んだ写真から、南北に長い切妻造の建物で、西側中央に破風を持つ玄関がある建物だったことが知られる。現在の社務所は昭和 57 年（1982）に改築されたものである。木造平屋建コロニア葺で床面積 106.82 m²の建物である。

中央の玄関より北側は床の間を持つ 10 畳×2 間の会議室や御札場などで構成されたパブリックスペースとなっており、南側は 6 畳の管理人室及び台所・トイレ・浴室を備えたプライベートスペースとして区分されている。

- **神社倉庫** 境内敷地の北東側にある。平屋造。

（５）神社関係以外の構造物・建造物

- a **馬場町防災倉庫** 指定地北東隅に建設されている。平屋造。
- b **馬場町自主防災会ポンプ格納庫** 指定地南東隅に建設されている。平屋造。
- c **遊具** 鉄棒 2 基（小・中及び大）及びブランコ（二人用）1 基が設置されている。

（６）その他

a 社叢

境内の北側を中心として樹木の繁茂が見られる。一部はアジサイ、ツツジなどの低木で、後世の植栽であるが、カシ、エノキ、マキなど社叢を構成すると考えられる樹木がある。

b その他施設

電柱、水道管、側溝、放水銃及び舗装路がある。側溝は北エリアから境内中央を南北に通している。また、舗装路は境内入口及び北エリアへの通路に見られる。

境内西側から北側にかけて L 字型に続く崖地には、玉石による石垣が設けられている。



写真 67 神社倉庫



写真 68 馬場町防災倉庫



写真 69 ポンプ格納庫及び遊具



写真 70 淡海国玉神社境内側溝

（７）保存管理

日常管理として、氏子による定期的な除草を行っている。

建造物の管理として、指定後の昭和 55 年（1980）10 月 25 日から翌年 5 月 30 日にかけて本殿の半解体修理、および拝殿・幣殿の軒回りの一部補修および屋根葺替修理事業を行っている。昭和 57 年（1982）には社務所の改築を行った。前年 12 月 16 日に理事会に改築案が承認され、2 月 12 日より工事に着手、3 月 17 日上棟式、6 月 19 日竣工。また、平成 23 年 9 月に本殿が台風被害によって破損したため、全解体修理工事を行った。工事は 2 期に分けて行い、第一期工事は平成 25 年 2 月 5 日から 3 月 29 日まで、第二期工事は同年 6 月 7 日から平成 27 年 3 月末までの工期で行った。

その他、中央エリア南東から北エリアに通じる私道は、途中で本殿を上から見下ろすような位置にあり、本来はなかったものと思われるが、設置された年代は不明である。現在、参道やこれらの私道はアスファルトやコンクリートによる舗装がされているが、少なくともこれは指定後のものであろう。

第4節 北エリアの保存の現状

指定地の最も北側に位置するエリアである。本エリアは個人から明治29年(1896)4月10日に見付町に寄付された土地で、明治30年(1897)3月に完成した見付尋常小学校附属幼稚園の園舎及び園庭があった。しかし、中途から見付尋常小学校の第二副築として使用された。『沿革誌』によると、第二副築教場前が退校時の集合場所であった。さらに昭和期に園庭を含めテニスコートとして大きく改変された。

(1) 幼稚園・第三館(第二副築 通称：山の学校)

現在確認されている、淡海国玉神社境内で撮影された卒業写真の後ろにわずかに写っている古写真から、幼稚園舎(第二副築)は南寄りに建てられたと推定される。その規模は『見付町誌』『沿革誌』両方を勘案すると瓦葺平屋造、東西3間3尺(約6.0m)×南北10間(約18.1m)、35坪(115.5㎡)である。3室で構成され、外底が3坪あり、便所に使用した、となっている。障子張りであったという証言があるが、ガラス窓もあったらしい。「暗い教室」だったという思い出を語る人が多い。

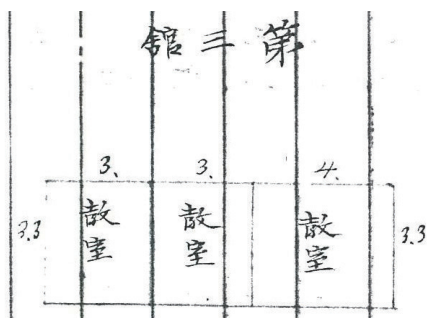


写真71 第二副築平面図(『沿革誌』より)

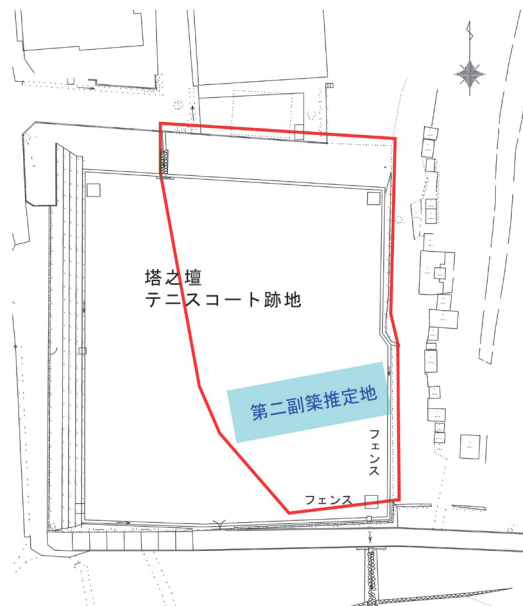


図28 北エリア全体図

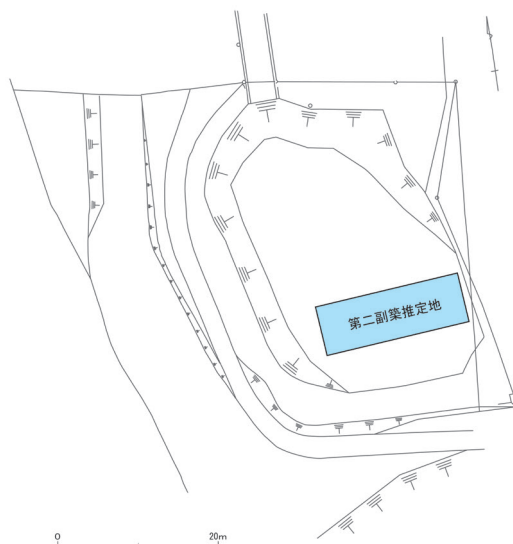


図29 幼稚園(第二副築)推定図
明治30年

当時の在校生だった石川博敏氏（明治 45 年[1912]生）の回想によれば、「(大正 9 年度の第 2 学年時は) 山のテニスコートの場所で二教室ぼろぼろ校舎でした。」とあるようにかなり傷んでおり、大正 10 年（1921）以降に取り壊されたと思われる。

（２）テニスコート

大正 11 年（1922）に見付体育会コートとして造成された（ただし完成時期は『磐田市体育協会、1981 年 によった。同書では場所は「見付総社裏の掃射場跡地」としている。）、市内初の本格的なテニスコートであり、「山のコート」と呼ばれて親しまれた。当該地は昭和 46 年（1971）の塔之壇テニスコート造成前の測量図によれば、南北約 30m、東西 15～20m 程度の楕円形状の窪地のような場所であったと推定され、ダブルス用コート（23.77m×10.97m）1 面分が余裕をもって設置できる。

昭和 31 年（1956）2 月作成の「五階校舎ト見付小学校ノ沿革」と題された年表には「塔之壇中段庭球コート跡」と記載されている。昭和 46・47 年度に塔之壇テニスコートとして造成された。コートは敷地面積 1,400 m²で 2 面のコートを持ち、昭和 47 年（1972）7 月にオ



図 30 見付体育会コート推定図
大正 11 年（1922）

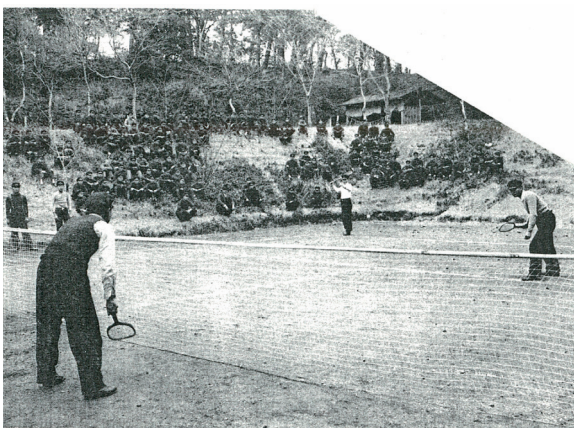


写真 72 テニス風景
昭和 16 年（1941）3 月
准教員養成所卒業記念写真帖から

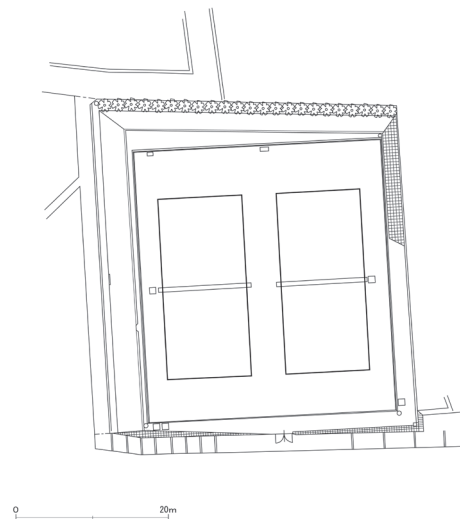


図 31 塔之壇テニスコート跡平面図
昭和 47 年（1972）

ーブンした。昭和 53 年（1978）6 月には夜間照明施設も完成した。

現在は建設部都市整備課の所管である。常時ではないが地元要望に応じて広場として活用している。



写真 73 テニスコート跡現況 北西より



写真 74 テニスコート跡現況 南東擁壁

（３）保存管理

北エリアは明治 30 年（1897）3 月に完成した見付尋常小学校付属幼稚園の園舎と園庭跡である。建物は第二副築として使用され、その後、大正 11 年に見付体育会コートとして造成され、准教員養成所時代（昭和 14 年〔1939〕9 月～15 年〔1940〕3 月）に生徒の作業によって改修された。なお、西側には弓道場らしい施設があったらしい。

テニスコート跡地は、戦後は使用されず放置されていたらしい。昭和 46・47 年度に塔の壇テニスコート造成事業によって現在の地形に改変された。史跡指定後わずか 2、3 年後の出来事であり、無許可での現状変更にあたる。この工事によってどの程度かは不明であるが、明治期の運動場・大正期のテニスコートの姿が改変された。なお、同じ 47 年度に西側の塔之壇公園も整備され、パーゴラや外柵の設置工事が行われている。

平成 28 年度にテニスコートの廃止に伴い、現状変更の許可を受け 12 月 21 日から 3 月 21 日まで支柱や照明基礎の撤去、樹木の伐採工事を行った。



写真 75 竣工時のテニスコート
（昭和 47 年（1972））

第5節 各種調査

（１）建物の現況調査

平成29年2月に目視による状況調査を行った。その結果、緊急を要する修理や大規模な修理を行わなければならないほど破損していないことが判明した。壁面は看過できないような破損は生じていない。内部は大雨時に漏れた雨漏りの痕跡があるが、建物に重大な影響を及ぼすものではない。小屋組は土台等の腐朽が予想される。周辺状況としては、北側の日当たりが悪く、トイレや外階段の存在によって風通しも悪いため、土台の腐朽が予想される。

（２）植生調査

令和3年10月から12月にかけて植生調査を行った。現地調査の結果、図31に示す通り、建造物や造成地である「建物等」が全体の約3割を占めた。サクラ類を中心とした花木などが植栽されている「植林地（植栽）」と、定期的に草刈りされている「草地（乾性）」を中心とした植生となっている。

このほか、調査地北西部の塔之壇公園ではシイ類を中心とした常緑広葉樹が優占し、その西側に落葉広葉林と竹林が存在する。

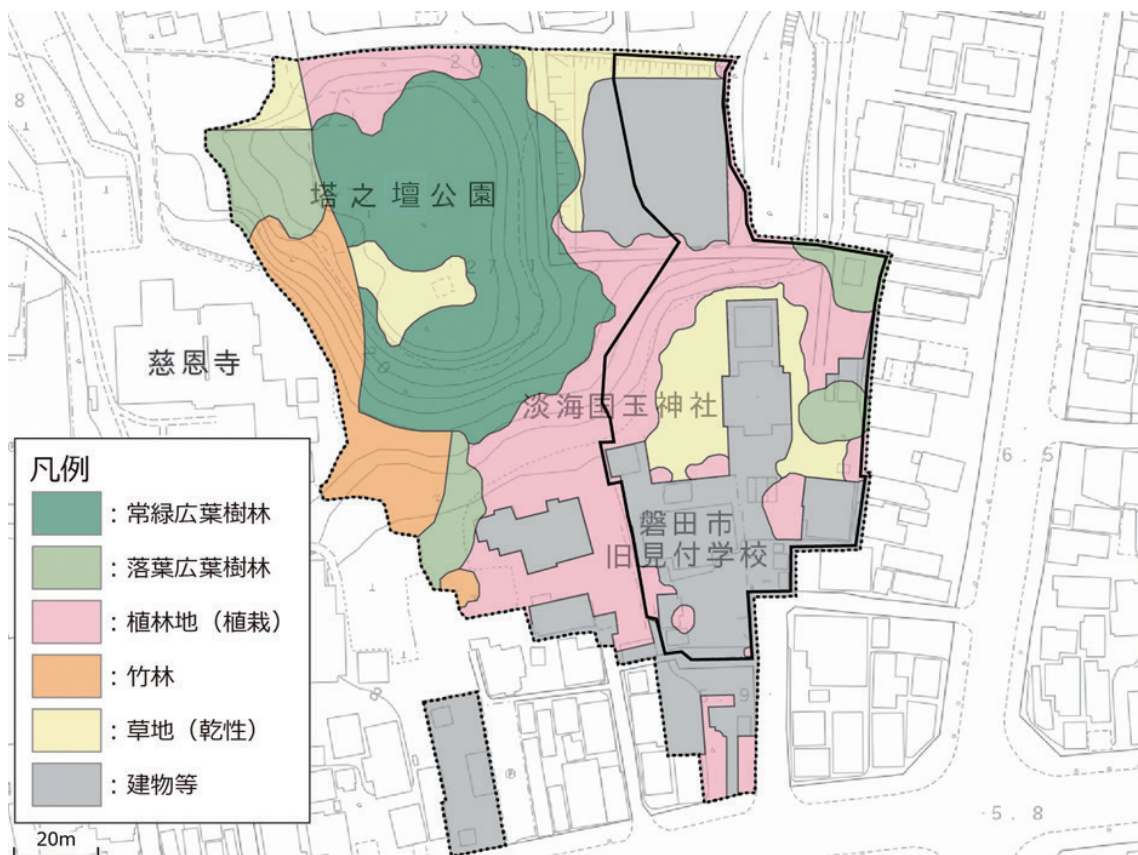


図32 相観植生図

（３）石垣調査

令和３年２月に三次元測量を行い、その結果を浄書して下記の図を作成した。調査の結果、現状見えている石の下部にさらに大型の石が埋置されていることがわかるので、少なくとも 80 cm 程度の掘り込み地業を施していると考えられる。現状ではこの基礎石を最下部として積み重ね、石垣を構成していることがわかる。

７点の石については、建築以後に破損したと考えられる。

また、多くの石にはひびが認められた。ただし、石のほとんどは堆積岩で、層理が多く見られるため、建築以後に顕在化したものかどうかは判断できない。

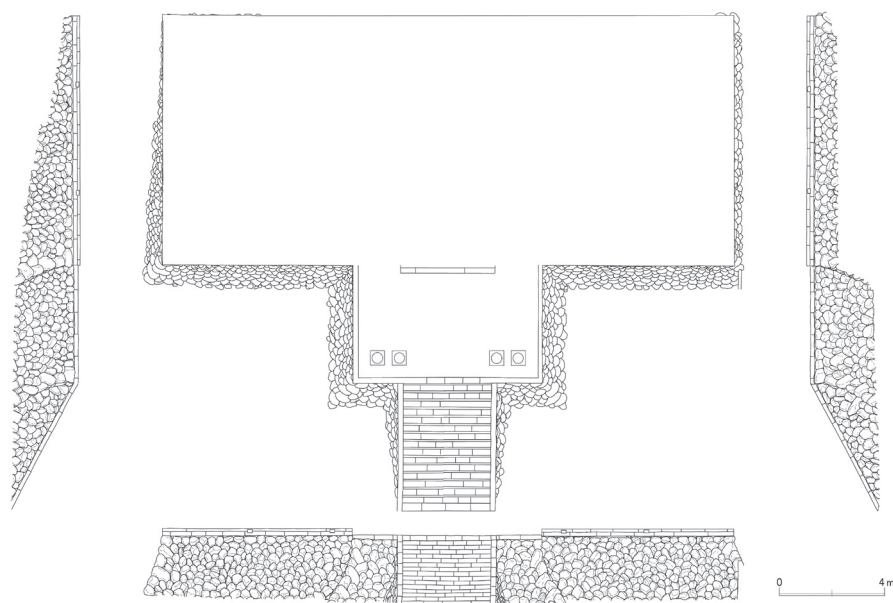


図 33 オルソ画像の浄書図面

（４）地盤調査

令和２年２月に地盤の強弱や特徴を調査するため、調査ボーリング並びにスウェーデンサウンディング試験及び不陸調査を実施した。

本建物の地盤はN値が高く、支持層が砂質土であるため、比較的硬い地盤であることが明らかになった。支持層が砂質土であるため、地下水位も見られない。また、切土上の粘性土は、層厚が薄く、建物前面の石垣については沈下の可能性が低いものの、側方移動の可能性が残る。前面はほぼ切土上にあるが、側面及び背面は切土上に粘性の高い土にて盛土を施して建設している可能性があるため、盛土の含水が高くなっている。

建物床面における不陸調査の結果、一番低い箇所は北側中央部の柱で-29mmの数値が確認できた。また、全体の数値から、北側が低くなる傾向が見られた。

第6節 課題

(1) 史跡の保存管理に係る課題

a 指定地全体の保存管理に係る課題

史跡指定後も建造物が重要であるという認識が強く残り、史跡としての保存管理を行ってこなかった。そのため、過去には指定地の現状変更も指定地の保護という観点が軽視されてきた。また、標識・標柱・説明板等による史跡指定地の範囲の掲示、指定地境の標示杭による明示等がなされていないことも大きな課題である。

中央エリアについては宗教法人の所有地であり、市は管理団体の指定を受けている。

指定地の地下遺構の調査は行っておらず、第一副築・第二副築いずれも当初の位置がまかにしかわかっていない。第一副築については、昭和31年時点で前野農協に移築されていたことが判明した。勤務していた職員なども存命者がいる。早期に資料収集を行う必要がある。第二副築（旧テニスコート）については大きな現状変更が加えられていることが明らかである。造成前の状態に戻すことも考えられるが、事実に基づいた復旧ができるのか疑問である。また、市内初のテニスコートであったという歴史も、尊重すべき事項である。今後、これらの本質的価値を構成する要素についてさらなる資料収集を行い、適切な保存措置を講じていく必要がある。

b 防災・防犯に係る課題

防災面では消火訓練や消防設備の設置・改修など一定の対策がなされているが、今後一層の点検や訓練を継続し、同時に危険木・支障木の伐採等について検討していく必要がある。

また、支障木として樹根の伸張や根上がりにより、石積みや舗装のき損などの影響が懸念されたり、眺望を阻害している樹木が確認された。斜面地の樹木では倒木による斜面崩壊の拡大につながる樹木が確認された。地肌が露出した法面も見られる。竹の生育地が拡大した場合、既存の植生の被圧、建造物への影響が想定される。また、樹木の根上りによる歩行者（車椅子等）への移動阻害が懸念される。

危険木として、建造物の周辺に倒木の危険のある樹木が存在し、建造物をき損する可能性がある。また、倒木、落枝による利用者の事故の可能性も想定される。特に規模が大きく、倒木した場合の被害が大きいと予想される樹木について対策が必要である。

その他、淡海国玉神社周辺の草地において、メリケンソウの繁茂が確認された。不特定多数の人の利用が想定される広場であり、種実による怪我の可能性があることから注意が必要である。

c 周知に係る課題

所有者である宗教法人の役員や氏子総代などの関係者に対して、指定地の境界や指定地内における現状変更の基準や手続きなどについての理解が進んでいない。

（２）旧見付学校校舎および磐田文庫（歴史的建造物）の保存の課題

a 旧見付学校校舎に係る課題

旧見付学校校舎は、耐震診断が行われていない。したがって、どの程度の耐震能力を有しているのか、またどの部分を補強すれば耐震能力が向上するのかも調査していない。特に、４・５階は最も地震等の影響を受けやすく、危険度が高いが、現状では自由に見学者が見学することができるため、問題がある。

旧見付学校校舎は解体修理から４０年以上が経過しており、今後の保存修理計画を作成するうえでの資料を収集し、計画的に工事を行う体制を整えておく必要がある。現況調査によっていますぐ修理が必要な深刻な状態ではないとされたが、長寿命化を図るため継続的・計画的に小修理を行う必要がある。

b 磐田文庫の課題

磐田文庫は、耐震診断が行われていない。したがって、どの程度の耐震能力を有しているのか、またどの部分を補強すれば耐震能力が向上するのかも調査していない。

解体修理から３０年以上が経過しており、今後の保存修理計画を作成するうえでの資料を収集するとともに、長寿命化を図るため継続的・計画的に小修理を行う必要がある。

c 石垣をめぐる課題

旧見付学校校舎の石垣及び基礎工事の実態が明らかではない。石垣については丸石を使用した全国的にも類例のない珍しい積み方であり、どの程度の安全性が確保されているのかわかっていない。

今回の調査で石垣すべての石の三次元計測データが取得できたため、数年おきに経過観察を行う必要であるが、今回の所見でも一部破損した礫も観察されたため、今後破損が進行した場合の処置についても検討していく必要がある。

d 地盤調査の課題

旧見付学校附磐田文庫が立地する土地は磐田原台地斜面をＬ字状にカットしている場所のように見えるが、今回の調査結果では北側まで盛土した上に立地していることがわかった。ただし、下部地層は安定した磐田原礫層の地盤であり、建築物への影響は小さいことが判明した。逆に校舎の南半は切土によって下部の地盤が露出しており、より安定した地盤であることが判明した。不陸調査でも玄関周辺だけが６～７mm高く、さらに北側は南側に比べ約１cm低い数値となった。これは昭和５２年の修理工事以後の経年変化であると考えられるが、北側が盛土でより弱い地盤に立地していることと関連する可能性がある。

今後、実際にトレンチ調査などの手段により、裏込め土の状況や石垣下部の地業のあり方について調査する必要がある。

（３）周辺地に係る課題

指定地の西側に位置する大久保家は、本質的価値を構成する要素の一つである磐田文庫を設立し、また同様に本質的価値を構成する要素である淡海国玉神社の神官をつとめ、子孫は見付町長として学校運営に尽力するなど、史跡の本質的価値を構成する要素に大きな

役割を果たしてきた。これらを一体的に保護・活用する必要があるが、現在は無指定で個人の所有・管理を行うにとどまっている。

